

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 二級河川の指定の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） おはようございます。

議案第1号 二級河川の指定の変更について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています資料についてもご参照ください。

現在、和歌山県が進めている「西川流域の特定都市河川」の指定において、和歌山県が西川水系の全河川を対象として上流端の調査を進めていたところ、本町を流れる二級河川和田川左岸の河川指定告示（和歌山県告示第768号、昭和26年7月31日）において、上流端が現状と異なることが判明しました。

そのため、和歌山県が、上流端を現況に即した所在地に変更するため、河川法第5条第4項の規定による本町に対する意見聴取があり、本町としては意見がない旨を回答するに当たり、河川法第5条第5項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番です。何ら、こういうことでもやっぱり議会議決要るんやなという感心が一つと、じゃ、これいつぐらいからこのもう現況と違ったのか、単純な疑問なんです、分ければお教え願いたいです。分ければで。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

現況と即してない位置の告示ということでございますので、今回、特定都市河川の指定に当たり、調査を県が進めていたところですね、発覚したということですので、今までは発覚していなかったというようなことでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 二級河川の指定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第2号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

令和6年度から、国税である森林環境税を個人住民税の均等割と併せて市町村が賦課徴収することになったことを受け、和歌山地方税回収機構で共同処理しています地方税等の徴収事務の対象税目に森林環境税を追加し、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

条文としては、第3条第1号中「地方税及び」を「地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに」と改めるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番。一部改正に何らじゃないんですけども、税回収機構が狙上に上っておりますので、当町、美浜町が出しているというか、何かあまり最近、成績というか、そんなをよく聞かないので、美浜町分のその稼働状況というか、こういう質問の名前がいいのかどうかはよく分からないんですけども、どれぐらい回収の成績とか、これを回収してねと発注をしてリターンはどれぐらいとか、そのあたりが、今、分かる範囲であれば、お答えを願いたい。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

令和5年度の実績ですけれども、移管額としまして1,974,741円移管しております。その徴収の実績が、督促・延滞金を総合計しまして、1,206,292円となつてございます。大体3年間、令和3年度から申しますと、徴収実績は令和3年度で1,073,976円、4年度で657,695円、5年度は先ほど申し上げました1,206,292円となつてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第3号 美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

太陽光発電は、発電時に温室効果ガスが発生しない再生可能エネルギーとして、固定価格買取制度の創設以来、急速に普及しました。

しかし、全国的には、山林や傾斜地を開発した太陽光発電施設が増加したことで、防災上の問題が生じたり、住民が居住している周辺に設置されることによる生活環境の変化によって、住民とトラブルが発生している事例も見受けられます。

令和6年4月に改正されました再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法には、事業者によります地域住民に対する説明会の開催が盛り込まれました。

しかし、町内に設置されております太陽光発電設備のほとんどであります出力が50kW未満の設備につきましては、事業区域の立地条件次第では、説明会を開催することなく、事業計画の概要や事業による影響と、その予防措置を記した書面の配付や、その内容をインターネット上の閲覧に供する事前周知措置で足りる規定となっており、本町の実情に即していないため、トラブルが発生することが予想されます。

固定価格買取制度以外の太陽光発電については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が適用されないため、事業者は地域住民に対して法的な説明責任がなく、地域住民とトラブルになることが想定されることから、本条例では、発電出力や法律の有無を問わず説明会を開催することや書面により地域住民に同意を得ることを必須といたします。

また、災害の危険性が非常に高い区域や優れた自然の風景地、文化財、農用地を保全するために、事業の禁止区域や抑制区域を定めた条例を制定するものでございます。

以下、本条例の条文についてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的について規定しておりまして、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境及び景観等に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、本町の良い環境の保全及び災害の防止に寄与することを目的としてございます。

第2条は、本条例で使用する用語について規定しています。

第3条は事業者の責務、第4条は土地所有者等の責務、第5条は町の責務、第6条は町

民の責務について規定しています。

第7条は、本条例を適用する事業について規定しております。適用範囲は、町内に設置される、または設置されている太陽光発電設備でありまして、建築基準法に規定する建築物上の太陽光発電設備や道路標識、案内板、照明、観測機器その他これらに類する機械及び工作物等に電気を供給する目的で一体となる太陽光発電設備は適用範囲外といたします。

第8条は、事業禁止区域を規定しておりまして、土砂災害特別警戒区域や砂防指定地、保安林を事業禁止区域と規定しております。法律の規定によって太陽光発電設備の設置許可を得ている場合は適用外といたします。

第9条は、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める抑制区域を規則で定める旨を規定しております。町長は、抑制区域において事業を実施しないよう事業者に協力を求めることとしており、法律や条例の規定によって太陽光発電設備の設置許可を得ている場合は協力を求めないことといたします。

第10条は、太陽光発電事業の計画段階における事業者と町の事前協議を規定しております。

第11条は、事業区域周辺の地域住民等に対する太陽光発電事業計画の説明会に関する周知の規定、第12条は、説明会の実施とその説明内容、説明会の開催後、地域住民等の同意を得ることを規定しています。

第13条第1項は、太陽光発電事業の工事に着手しようとする60日前までに、地域住民等の同意書を添付した届出書を届け出なければならないことを規定しています。

第2項は、太陽光発電事業を変更する場合においても地域住民等の同意書を添付した届出書を速やかに届け出なければならない規定でございます。

第3項は、事業者の地位を継承した場合に届け出なければならない規定でございます。

第14条第1項は、太陽光発電事業終了後の措置について規定しておりまして、事業を終了するときは届け出なければならないことを規定しています。

第2項は、太陽光発電設備の撤去や処理について規定しておりまして、事業終了の届出後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や関係法令等に従い、速やかに設備を撤去し、適正に処理しなければならないことを規定しています。

第3項は、太陽光発電設備の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用を計画的に積み立て、確保することを規定しています。

第15条は、本条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができることを規定しています。

第16条は、本条例の施行に必要な限度において、町の職員が事業者の事務所や事業所、太陽光発電事業に関係のある場所に立ち入り、関係書類や物件を検査し、関係者に質問できることを規定しておりまして、立入りの際には町の職員であることを示す証票を携帯し、関係者の求めに対して証票を提示しなければならないことを規定しています。

第17条は、事業者に対して、太陽光発電事業の適正な実施のために指導や助言をでき

ることを規定しています。

第18条は、事業者が本条例に従わないときは期限を定めて適切な措置を講じるよう勧告することができる規定でございます。

第19条は、第18条で規定しております勧告に正当な理由なく従わない事業者に対し、事業の停止を命じ、相当の期限を定めて太陽光発電設備の除却やその他の違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ずることができることを規定しています。

第20条は、第19条で規定しております命令を受けた事業者が正当な理由なく命令に従わないときは、氏名及び住所並びに命令の内容を公表することができることを規定しておりまして、公表する場合は事業者から意見を聴取することとしており、聴取に応じない場合は公表することができることを規定しております。

第21条は、命令に従わない事業者を公表した場合は、公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告する規定でございます。

第22条は、委任規定でございまして、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定しています。

附則についてですが、第1項は、施行期日で、本条例は令和7年4月1日から施行することといたします。

第2項は、経過措置で、本条例の施行の日の前日までに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づく認定を受けている事業及び当該認定を受けることを要しない事業であって、現に工事に着手している事業については、第8条の事業禁止区域、第9条の抑制区域、第10条の事前協議、第11条及び第12条の説明会の周知及び実施、第13条第1項の届出は適用しないことを規定しています。

第3項は、本条例の施行の日の前日までに実施された事業であって、この条例の施行の日以後に当該事業を変更するときは、第2項の規定にかかわらず、第10条の事前協議、第11条及び第12条の説明会の周知及び実施は適用することを規定しています。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番。いろんな他の市町の条例も見ましたが、割に厳しいほうであるのかなと。それはそれとして、具体的にちょっと例を挙げてお聞きしたいです。

この地域住民ということに関してですね、例えば、この役場のすぐ前の向かいの土地にでも今回事業者が事業をしようとしたら、その地域住民さんの範囲というのはどの辺りにまでなるのか。それと、その説明会、極めてレアなケースでしょうけれども、物すごく遠方の方、持ち主がとか、極端な話、海外の方、三尾にはそういうのが多いですからね、そのような方に対しての例えば告知とか何かしなきゃならないんですよね。そのあたりを少し教えてください。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷議員にお答えします。

第12条第3項による同意を得なければならない、説明をしなければならない範囲ということなんですけれども、住民の範囲としましては、規則で一応定めることとしておりまして、規則では、今、案としまして、事業区域の敷地境界から水平距離で100m以内の関係者が、まず地域住民の範囲とします。その地域住民に対して、説明会をする義務あるんですけれども、それは、再生可能エネルギーの再エネ法の法律において、100メートルという規制がありまして、それを準用しております。それで、同意を得る範囲としましては、その当該事業地に対して接している土地、全ての方から同意を得るということを条件として規則で定める予定となっております。

その説明会の遠方の方につきましては、規則において説明会に出席できなかった住民等から求めがあった場合には個別に説明をすることということで規則で規定する予定となっております。要するに100メートルの範囲にある方については、説明会を行うということを事業者が周知しなければならないということで、遠方の方であっても、その辺は事業者の務めとして説明会をしていただくという形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 規則の今ご説明があったので、あれですけれども、そうすると、例えば北極に住んでいたら、そこまで説明にしにいかなきゃならない。それは悪意のある質問ですけれども、例えば北海道でもね国内でもだと思ふんですよ。そのあたりがどうなのか。あるかないかのような質問なので、ちょっとあれですけれども、ただ、その県内とか近畿圏でも結構あるんじゃないかなというのと、それと、その100mのお話がありましたが、規則案では、そのほかにいろいろ公の持ち物だとそれに接地するとか、その100mの中にね、例えば、そこだと小学校がありますよね。じゃ、その小学校の隣接も含まれる。ほんで、また道路。

僕はなぜこれを聞くかという、今、最近オフグリッドってご存じですか。グリッドというのは電力供給網の話ですけれども、そこから自宅を切り離そうと。すみません、ちょっと前提長くなります。

そのためには、例えば家に600Wか1,000Wか2kWぐらいのパネルをちょっと置いてですね、充電設備をして、夜にはそれを使うと。その場合のそのパネルを設置するのにも、この申請が必要なのかということ。例えば、数百Wだと1メートルか2メートルのパネル1枚か2枚なんです。かつ、その今、道路の問題を出ると、例えば、僕、自分の家でも考えていますので、私の家に設置したら、私の家は県道御坊由良線に接しているの、その道路に接している人みんなが地域住民になると、果て切りない地域住民の数になりますよね。そのあたりでちょっとお聞きしているだけです。

何も難癖の話で、自分がする場合、これどんなになるんだろうなと。1枚か2枚だったら、多分反対もないだろうし、町のほうからも。僕の家はもしかしたら土砂災害のところなんで抑制地域かも分かりません。それはまあ置いておいて、だから、そんなふうなこと

でちょっと詳しく聞きたいんです。質問の意味合いは分かってもらえたかね。お願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） まず、その先ほどの遠方の話ですけれども、遠方の方が万が一説明を受けることができないんじゃないかという話で、先ほどは説明する義務は当然あるんですけれども、やっぱり無理であれば、その資料を配付して書面でやり取りするとか、そういうことはもし万が一そういうことがあれば、事業者にもこちらで指導していきたいと思っています。

それと、その先ほどの道路が間に挟んでいるとかという形ですけれども、これも規則のほうで規定をしているところがありまして、先ほど言いましたように同意を得なければならない範囲については、この事業地の周辺の隣接者全員ですけれども、その間に例えば道路とか公共用の用地があれば、そこを外した上で、その公共用地や道路に面している土地の方に、一番面している方に同意をいただく。ずっともらうのではなく、その公共用地に面しているところの方に同意をいただくという形で規則は考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） もう一点はそのまあまあ分かったんで、そのほうは詳しくまた聞きますね、町にね。どこまで必要かというのは、また指導してくれるでしょう。

ただ、せっかくしっかりしたこの条例案なのに、何か肝心なところ、例えば13条で届出をしなきゃならないという項目は規則で指定してますよね。ほかのところにも、例えば地域住民も規則でしたけれども、じゃ、その規則は我々議員でもあずかり知らぬところで、改変は全然、議決事項でもありませんので、できると思うんですけれども、じゃ、それで、その届出事項を、例えば今、10項目ぐらいあるのかな、それを全部ぱっと削除して、地域住民にしても100mを例えば1m、そんなふうに簡単に規則を改変してというと、この条例自体が簡単に骨抜きにならないかという危惧が物すごいあるんですけれども、その規則の改変、変更についてというのは、もちろん役場の専権事項でしょうけれども、そんなふうに、それで住民の安心・安全がずっと今後も担保できるのかどうか、すごく不安になるんですけれども、その点は問題絶対ないんですか。各規則の各条を削除していけば、結局、何もせずにできるということになってしまいませんか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 規則について、その議会議決が要らない。当然それはもう仕組みなんですけれども、規則についてですけれども、今、考えている条例が一つのベースとしまして、制定した後ですけれども、もし変更することがあればですけれども、この規則を緩和していくような規則に変更するという考えは全く持っていないので、先ほど言いましたように100メートルのやつを1メートルにするとかということは、そういうことは一切そういうことは考えておりません。逆に厳しくなることはあると思いますけれど

も、緩和することは考えておりません。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） この条例というのは、国があつて、県があつて、それに見習って町の条例があると思います。ほんで、これというのは、その再生可能エネルギーの買取制度ですか、F I T。これに、何と言うたらええんかな、見合うようなことで、このF I Tを使っていると思うんです。

今、例えば民間、大阪ガスとかでも、今後、電気を買い取れるということになりますと、これは国の制度、経済産業省から法律が来ているのに対して、これをすり抜けるというようなことはないんですかね、民間に変わったから。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 今、北村議員がおっしゃっていたのは、恐らくF I T法、要するに固定価格買取制度以外のことだと思うんですけども、この固定価格買取制度というのは経産省が管轄になっておりまして、当然、先ほどから言っています再生可能エネルギー電気の利用の特別措置法というのがベースになっています。そこについては説明責任とかはあるんですけども、今回、この条例を制定するに至った一つの経緯は、そのF I T法に該当しないものについては、法的根拠が何かといえば電気事業法と聞いたんですね。ほいで国の方にも聞いたんですけども、その固定価格買取制度以外のものについてはその説明責任とか法的義務が発生しないということで、これはちょっといかがなものかということで、条例の制定に今回至っているんですけども、F I T法と違いですね、要するに。F I T法は要するに発電さんとか電気事業者に電気を売ります。非F I T、要するにN o n－F I T、F I Tにかからないものについては、直接、例えば、この役場の上にあります太陽光発電も自家消費しているんですよ。そういう場合についても、この条例を適用するために今回制定させてもらったというところです。よろしいですかね。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ということは、F I TかN o n－F I Tかというのも事前に届出があるという解釈ですかね。というのは、どちらもあるということですか。F I TもN o n－F I Tもどちらにしても美浜町の条例を通さんとあかんのかということによろしいですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） ここの条例の条文には一切そのF I T、N o n－F I Tのことは規定していません。要するに、町内に設置される陸上型の太陽光発電なので、N o n－F I Tについても固定価格買取制度のF I T法についても両方とも適用するということがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） ちょっと具体的なことでお聞きしますが、屋根はいいとい

うことなんですけれども、例えば、この間から問題になっている東の田んぼのところがありますね。あそこ、例えば、ちょっと埋め立てて、駐車場にするとするでしょう。その駐車場に屋根をつけた場合、そこへ太陽光をするというふうなことになるんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 条例の条文に書いていますとおり、建築基準法上の建物、建築基準法に該当する建物については、今回の条例は適用しないとしていますので、その駐車場というものの、ちょっと屋根があるものについては、建築基準法上のものとなれば、この条例は適用外となります。それが建築基準法に該当しないものであれば、この条例が関係してきますけれども、結局は最終的には建築基準法が該当するかしらないかというのが判断のところになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 具体的に、駐車場にまあ、蛍光灯とかが欲しいと。そのための小さいやつやったらいけるということですか。何かどれぐらい以上とか、そんなんは基準って、そんなんあるんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 今回の条例については、その規模は一切指定しておりません。大なり小なり、小さくても該当しますので、とにかく建築基準法上の建物に設置するのであれば該当しませんけれども、建築基準法上の建物というか、建築基準に該当しないものについては、この条例を適用するという形です。だから、大きい小さいは全く関係ございません。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 繁田議員が言われたんで、あれあれなんですよ、だからまあ言うたらプレハブをつくって、大きいプレハブでも造った上へ乗せたら、別にそれはもういいということなんですよ。

じゃ、あと、ちょっと聞いたかったんは、同意というんは、例えば、何mと今言われたように、同意って何%の人からの同意が必要なんですか。100人いてたら、もう100人とも同意せな駄目なんか、それとも。人数でお願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 条件としているのが、要するに事業地に隣接しているもの全ての方です。ですので、例えば隣接地に、ちょっと極端にですよ、100筆の土地がある場合であれば、その100人の方から同意を得てくださいということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません。そしたら、こちらのほうの附則のところからの質問

なんですけれども、東中の今、問題になっていましてところですが、これは令和7年4月1日からの施行ということなんです、ここの文章を読ませていただきましたら、ここに2番ですね、附則のところの2番のところ、平成23年法律の第108号、第9条の第4項の規定に基づく認可を受けている者で事業及び当該認定を受けることを要しない事業であって、現に工事に着手している事業については云々という、これは干渉しないということなんです、この工事の言葉の定義ですけれども、今、あそこの東中の現状を見ましたら、住民のいろいろトラブルがあって、何もまだ着工できてませんよね。この工事についてのその解釈を教えてください。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

この附則についての工事の定義ですけれども、工事とここに書いているところについては、要するに固定価格買取制度、この再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律を適用を受けない事業で工事をしている場合です。

適用を受けない場合で工事をする場合です。適用を受けない。要するに、適用を受けなくて工事をしている場合には、それはこの条例から省きますと書いているんですけれども、例えば東中の具体的に話でいきますと、あちらについては、この固定価格買取制度の法律に基づいて事業認定を令和2年に受けております。受けている事業については、工事どうこうは関係なくて、もう事業に着手しているということで判断しております。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今おっしゃっているその認定受けていないのは当然だと思うんですけれども、ここのところでは、基づいて認定を受けている事業、もう既にあそこは受けていて、何年間までの期限が多分あったかと思うんですけれども、それが大体6年のうちのあと何年かは残っているんですよ。だけど、現実的には、住民の同意を得られてないので、着手できてませんよね。だから、一回認定は受けているけれども、工事にまで着手できていない事業としたら、この文面を読むと、東中に関しては却下できるんじゃないのかな、ここに抵触するんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、そこは違うんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） ここに書いているのは2つありまして、1つは、この法律、特別措置法に基づいて事業認定を受けているもの。それと、もう一つは、その認定を要しない事業の場合は、工事に着手しているという条件にしているんですね。だから、東中については、工事に着手している、していないにかかわらず、あそこは固定価格買取制度のこの特別措置法に基づいて認定を受けている事業ですので、もう事業の認定を受けているものについては、工事の着手の有無は関係なくという解釈ということで、ここへ書かせていただいております。

ですので、ここの文章を読んでいただきますと、2行目から後半、「認定を受けている

事業及び」と書いているんですけれども、並びになったら同じことになるんですけれども、及びと別もんの話ということで理解していただければと思います。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） さっきのそのあれで、繁田議員の規模が云々、規模に関係ないということでしたので、やっぱりさっきも言ったオフグリッドの話、自分のところで自家消費のために、そんなに大きくないのを。でも、すべからず、たとえ、じゃ、パネル1枚でも設置するには、この手続は全て必要だということですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 今、この条例で書いているところからいきますと、例えば建築基準法上の建物に設置しない場合については対象となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） そうしますとね、環境に影響があるとか、付近住民生活と調和が取れないとか、災害の起こる危険、危惧されるとか、そういうことが通常は一切ないじゃないですか、1枚、2枚であればね。私の家は急傾斜云々でかも分かりませんけど。

そうすると、その住んでいる住民の権利なり幸福追求権を侵害しませんか、それでこれだけの重荷を課すのであれば。ここの表だと、例えば100件、小学校あれば、小学校の周りの全員の同意を取らないと太陽光パネル1枚が設置できないと。少しちょっと住民にいたずらに過重な責任を負わせると思うんです。

かといって、緩くしろと言っているわけじゃないですよ。そういう下側のところにも規則のところでは配慮なり考えるのが、やっぱり行政の務めだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議員おっしゃることも分かるんですが、住民さんに決してこの条例が負担をかけているとは思ってなくて、事業者と太陽光パネルと住民さんがいかに調和を取れるかということが重要と思っています。やはりそれを人によってはその1枚のパネルでも、やはり嫌な方もおられると思います。ですので、その辺については、1枚であらうと同意を得ていただいて、地域住民と問題が起こらないようにしていただきたいというのが、今回の条例の思いでもあります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） あまりよろしくない質問だろうと思いますけれども、そんなふうなときは、その他町長が認めることとかね、そういう規定は、できない話じゃないんじゃないですか。もう明らかに自家消費のみであるとか、町のためにというか、それにもなりますよね。それは防災上の観点からでもいい話なのでね、いたずらに、これは50キロ未満なので49kW発電をしようとしている事業者と600Wの人と、そこは、はっきり言って紋

切り型で、本当に住民のことを考えているようには思えないので、何も今すぐこれを訂正しろとか、そういうことではなくて、今後、十二分に検討に値する話だと思いますけれども、どうですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 条例が仮に施行となりましたら、その運用状況を見ながら判断していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今ですね、多分、住民課長さんが、えらいいろいろ相談なさったのは、経済産業省というふうに伺っております。

私は、前回のときに一般質問させていただくときに様々調べました。今、私が持っている、多分そのときにも申し上げたかと思うんですが、令和2年の環境省から出しているこれは「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、これはご存じでしょうか。この中にですね、事業予定の周知というのが必ずあって、私は、あの一般質問のときにも申し上げたかと思うんですが、町に条例があるかないとでは随分違います。取りあえず事業をしようと思ったら、必ずその市町村、自治体に条例があるかどうかを業者は確認しなきゃいけないことになっているんですね。もし自治体のほうにその条例があれば、必ず町に行くというのが、これは環境省のガイドラインです。こういったことに関することは、全くオミットされるとは私は考えられません。今、谷議員がおっしゃっているように、生活環境に対する問題だと思うんですね。

経済産業省は、省エネで再生可能エネルギーを使って、できるだけ原発とかを抑えてというふうな、環境に優しいものにしようということで、視点が違うと思うんですね。そういったところについての十分これは配慮されたものなんでしょうか。

多分ここに書かれている美浜町が作りしました条例は、もう私は望んでいるもので、よそでもいっぱいつくっているのと類似しているものなんで、オーケーなんですよ、この条例に関しては。ただただ、今、谷議員が聞いておられたような、どんな施設でも住民なくてそのまま直接業者がやっていいんかという話だと思うんですけども、環境に。それは50キロでしたかね。kW以上じゃなくて未満の分に関してということですよ。だから、これは50kW未満であろうがなかろうが、事業者が必ず自治体に、その条例があれば、そこにまず必ず確認するというのが、環境省からはうたわれているんです。このところについて伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 確かに、環境省のこのガイドライン、私も持っていますけれども、そこには、要するに、こういう事業する場合には、住民さんにも説明会をなさいよとか、コミュニケーション取りなさいよと書いています。

でも、僕のちょっと記憶の中では、この今の再生可能エネルギーの話については、経済

産業省が法的に、法律があるものなんで、環境省は太陽光発電について法的な根拠を持ったものではないような記憶があるんですけども、このガイドラインというのは、あくまでもこのようにしてくださいねレベルの話なんで、これは、まあ言うたら罰則とかこれがないんですよ、実際は、この部分については。でも、規模に問わず、最終的に先ほど言いました50kWを超えようが超えまいが、大小にかかわらず、今回この条例は適用すること、その辺はそれで理解していただければいいと思います。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、私の質問の仕方が悪かったと思うんですけども、美浜町が作りしました新たにつくっていただいた条例が云々とは言っているわけではないんですが、ただ、今度、経済産業省のほうから、こういうようなことで、もう直接、今までだったら説明会を開かなきゃいけなかったのが開かなくてもいいとか、そういう部分のことを今議論されているかと思うので、例えば、環境省そのものが経済産業省と別個のもので罰則がないからという意味で、これはトラブルがあるから、多分、環境省のほうガイドラインを出していると思うんですけども、ガイドラインってそんな軽いものなんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） ガイドラインは、要するに指針という形ですね。それが法的根拠があつてのガイドラインもありますし、法的根拠がないままのガイドラインというのもありますんで、この太陽光のこれについては、僕の記憶の中では法的根拠がなかったと思うんですね。でも、やっぱりトラブルがあるので、環境省としては、このような取組をしてくださいねという形でガイドラインをつくったというちょっと認識はしているんですけども、よろしいですか。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第4号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例のうち、別表第1の改正として、個人番号を独自利用する事務として、美浜町福祉医療費給付に関する条例による老人医療費の支給に関する事務及び子ども医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日中一時支援の支給に関する事務及び日常生活用具費の支給に関する事務を追加いたします。

別表第2の改正では、別表第1で定められた独自利用事務において、地方税関係情報であって規則で定めるもの及び医療保険給付関係情報等を条例に位置づけることにより、対象者の負担の軽減と事務の効率化を図るために改正するものでございます。

附則として、この条例の規定は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番です。マイナンバーカードのあれだと思うので、ピント外れていたら、ごめんなさい。

美浜町では、もう発行というか、普及というか、このあたりがどんなもんなのか。それと、マスコミで、よくひもづけのトラブルであるとか、漏えいまではあんまり聞いたことないんですけども、やっぱり話題になったら、そい皆、そなん大丈夫というふうにお問合せを受けるのがほとんどでありますので、そのあたり、何を絞って聞いているのか自分でもよく分からないんですが、今の普及の度合いとか、今後、間違いなく運用されていくのか。また、巷間言われている危険性についての見解をお示してください。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 交付状況についてご説明申し上げます。

令和6年11月30日現在です。申請率にしまして、町民の方の申請率が95.2%。うち、そこで交付されている方は町民全体からしまして83.9%に当たります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えいたします。

マイナンバーカードの、うちのほうは国民健康保険しか分からないんですけども、ひもづけされている方、今、6年11月末現在で、国保の被保険者が1,466名ございます。そのうち、ひもづけされている方が1,054名で、ひもづけ率が71.9%でございます。それと、国保のほうで、マイナンバーカードの個人情報の誤入力の事例はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 単純にその申請が95.何がして、交付が、まあまあ12%ぐらい差があるんやけど、これはこんなもんなん。事務手続上でこうなっているのか。何かこんなに申請率と交付率に差があるんだと、単純に疑問が湧きました。

それと、今、国保は1,466名中1,054名、私は社保ですけれども、保険証にしています。そんなんは町では全然分からんわけ。

何や、ほたら町ではマイナンバーカードについて、すべからず全て把握しているとそういうわけではないんですか。それと、申請率と交付率になぜこんなに乖離があるのか。それ2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 保険のほうは、町のほうでは国民健康保険の情報しか分かりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 申請率との乖離ですけれども、現にやっぱり作られたんですけれども申請はされたんですけれども、皆さん取りに来られていないというような現状もありまして、それで残っている分も実際ありますので。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 今、その単純な疑問湧いたんですけれども、マイナンバーカードというのは結局どこが管理しているわけ、町の業務としたら。結局、保険証を廃止するわけなんでしょう。もう効力なくなりましたよね、たしかね、ほな、町は確かに国保しか事業を保険者として国保しかやっていないので、それ以外は分からん。これ分かるんですけれども、ほんならマイナンバーカードのほかの何がどうなってあんなってというのは、町はそれ以外は一切関知しないという。いや、そうでもないよな、そんなふうに、今、何か聞いたら、そんなに思ったんですけれども、結局、マイナンバーカードについて、今後、疑問とかできたら、国へ直接聞かなきゃ駄目ということなんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

町についてはマイナンバーカードの情報というのは、要するに皆さんが例えば先ほどの保険証のひもづけとか、そういうことの情報について、町は、実際先ほど言いましたように国保の分は把握はしてますけれども、それ以外は実際把握していないというのが実情で、そういうデータについては全てもう国のほうが管轄しておりまして、我々がその情報を見に行くとか、そういうことはできないんですよ。ですんで、役場へ例えば問合せが来たとしても、先ほど言いましたように受け付けて、お話は国へ聞いてまた伝えるということ

はできますけれども、直接役場が主体的に回答するということは多分ないことがほとんどだと思います。あくまで役場は交付、マイナンバーカードの交付というのが一つの事務でありまして、そこらでそういうことです。

あと、個人の情報については、もう皆さん個々でマイナポータルで見てもらうというところで、我々が行政側が個人のマイナポータル入っていくことはできないので、パスワードが要りますので。ですので、行政のほうでは皆さんのことは分からないというのが実情です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） いや、それでね思ったのは、例えば、マイナンバーカードに自分の口座とか何かひもづけしていたら、町や何かからお金が、お金がくれるというのはおかしいな、何か交付金がすると何か補助金をしますというときに、それで、その口座で手続きが簡単になるというふうな説明を聞いた記憶があるんですけども、そうなる。

それはまた違ってくるんですか。ほんなら、町はこれを基に、谷進介さんはこの口座から、5千円くれるとしてですよ、それでぱっと振り込む、支払う、給付する。それに使えるというふうに自分で理解していたんですけども、それは間違いですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） その口座情報については、町が情報を持っているわけではなくて、国が持っている状況で、要するに、例えば国がそういうふうな給付金を何かをするというときに、その情報を使うということで、そういうことがない限りは町も情報がないんですよ。多分、その口座を使うとなれば、法律に基づいて使う形になるので、そのときは町が国から指示を受けて、その口座へ振り込んでいくという形になると思います。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） さっきからの話、ちょっとよう分からんようになってきてんけれども、町は交付するだけと言いましたよね。じゃ、例えば、保険が国保から社保に変わる、社保から国保に変わる。そういうときにも町へ言うていってもあかんということですか。そこらちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 皆さん一人一人持たれているマイナンバーってありますよね。そのマイナンバーに要するにもう保険がひもづけされている状態なんですね。要するに、今度、国保から例えば社保に変わったとしたら、もう自動的に情報が変わる仕組みになっているんです。ですので、届出とかそういうことは一切要らないんです、保険が切り替わったとかいうことになっても。今までは要ったんですけども、マイナンバーになれば、もう要らないという形になります。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） それだったら、もし変わった場合に、どこにも届出せんと、もう持っているだけで自動に変わるということですね。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 変わるとなると、国保は国保で多分手続に役場へ来ますよね。国民健康保険に変わりましたんでと手続に来ますよね。例えば、社会保険になれば、事業所へマイナンバーを多分出さないと駄目やと思うんですね。そういうことで、もう自動的にひもづけがされていく形になっていくんです。理解していただけますか。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、人事院勧告による改正でございまして、改正内容につきましては2点ございます。

1点目は、給料についてで、民間との較差2.76%を解消するため、初任給を高校卒12.8%、21,400円、大学卒12.1%、23,800円を引き上げるなど、給料表を引き上げる改定を行います。

2点目は、ボーナスを0.1月分の引上げでございまして。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に配分されます。期末・勤勉手当を合わせ、年間4.5月分から4.6月分となります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第26条の改正は、令和6年12月の期末手当の改正でございまして。

第27条の改正は、令和6年12月の勤勉手当の改正でございまして。

別表第1の改正は、給料表の改正でございまして。

この条例は、令和6年4月1日から適用します。

給与の内払いは、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は内払いとみなします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 単純な質問です。

この改正によってですね、町としては、どれぐらいの負担というと、当然、払う給料やから、それが負担かという語弊がありますがけれども、予算的にどれぐらい増えるのか。

それと、記憶違いだったらあれですけども、こんなに額が引き上がるというのは僕は初めてのような気がするんですけども、その件に関して、感想を求めると言ったら語弊がありますがけれども、今までそれだけ差があったのかというふうな、ちょっと驚愕している部分もあるんですけども、それらのこと。意見というか、考えと、どれだけ予算増になるのかをお答えください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

人件費になりますんで、給与、職員手当、共済費等の人勧による増額分でございますが、正職員分としましては合わせて19,163千円、会計年度任用職員の分としまして23,634千円でございます。

あと、この引上げについてですが、水準としましては、30年以來の高い引上げ水準ということになってございます。基本的な考えとしましては、民間給与との較差を計算した上での改正でございます。

改正の理由としましては、近年の人材不足等が考慮されておると。また、若年層にも引上げの手厚い配慮をしておるという内容があるようでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第6号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、本条例の基準となっています介護保険法施行規則（以下「省令」といいます。）の改正により、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上、6,000人未満の地域包括支援センターにおける人材確保が困難な状況を踏まえた柔軟な職員配置を可能とする配置基準の見直しが行われたことから、本町においても省令の基準に従い改正するものでございます。

以下、新旧対照表の条文に沿ってご説明いたします。

第3条第2項は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が、省令第140条の66第1号ロ（2）から同号イに移ったことから、その引用箇所を改めるものでございます。

第4条第1項は、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の常勤職員をそれぞれ1名配置することとなっていますが、非常勤職員の勤務延べ時間数を常勤職員の員数として換算する常勤換算方法によることが可能になる規定を加えるものでございます。

同項第3号は、省令と同様に具体的に定めていた主任介護支援専門員の定義を省令の定義規定を引用して定義するよう改めるものでございます。

改正案の第4条第2項は、複数の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者を合計した人数に応じて合算した3職種の常勤職員数を配置することで、各地域包括支援センターがそれぞれ配置基準を満たすことができる規定を加えるものでございます。

改正案の第4条第3項は、現行の第4条第2項で規定しています地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人未満の人員配置基準で、この区域の人員配置基準に変更はなく条文を整理するものでございます。

なお、本町の第1号被保険者数は2,400人前後で、同項第3号に規定するおおむね2,000人以上3,000人未満に該当し、保健師1名、社会福祉士または主任介護支援専門員のいずれか1名という緩和された人員配置基準となっておりますが、本町は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の常勤職員それぞれ1名の人員配置で、運営、業務を行っているところでございます。

現行の第4条第3項は、センターが担当する区域における第1号被保険者数がおおむね6,000人を超える場合の人員配置基準で、省令改正に伴い削除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 単純に、対象の職員の方、今、うちは省令より何か手厚いような内容だったように僕は取ったんですけども、その方たちに過重な労働や過度な責任がこの改正によっていかない。そういうことの危険性はないのかと、それと対象の被保険者の方

が不利益を被らないのか。この2点だけお答えください。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

当町の法令による基準からいきますと、保健師1名、それから社会福祉士または主任介護支援専門員ということで、合計2名あれば基準を満たすようになっていますが、本町では、保健師1名、社会福祉士1名、それから主任介護支援専門員1名という、合計3名ということで、基準よりも多い人数で運営しているところでございます。それですので、職員に対して過重に負担になっているということはないかと思われま。

それから、今回の改正によりまして本町の基準が変わることはございませんので、被保険者に対して何ら変わることはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ22,842千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を44億83,142千円とするものでございます。

最初に、全体的なことといたしまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございます。この補正は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増額、超過勤務手当、人事評価、昇格等を要因とする人件費の補正でございます。休職者、退職者の人件費につきましては、減額補正しています。

まず、4ページ、第2表地方債補正1追加は、学校教育施設等整備事業（松洋中学校施設外壁等改修事業）によるもの、2変更は、公共事業等（交通安全対策事業）によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金300千円の追加は、固定資産税の軽減による減収額が国費で補填される交付金でございます。

地方交付税、普通交付税32,609千円の増額は、財源調整でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金1,041千円の追加は、障害者医療費負担金は実績見込みによる1,500千円の追加と、国民健康保険保険基盤安定負担金459千円の減額は確定によるものでございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金72,037千円の減額は、尾ノ上橋・尾ノ上橋歩道橋修繕工事を予定していた道路交通安全対策事業費補助への要望額に対して内示額が約20%と減額されたことによるものでございます。

教育費国庫補助金、中学校費補助金17,643千円の追加は、学校施設環境改善交付金でございます。

10ページの国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金990千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で心身障害者福祉費、委託料の増額補正に伴う国庫補助金の増額で、補助率は2分の1でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金1,950千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害者医療費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

県補助金、農林水産業費県補助金3,257千円の追加は、農作物鳥獣害防止総合対策事業と鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は実績見込みによるもので、農地利用最適化交付金の追加は交付決定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金483千円の追加は、財政調整基金、墓地基金、教育施設整備基金の利息でございます。

諸収入、雑入22千円の追加は、雇用保険料自己負担分でございます。

12ページ、町債、土木債、公共事業等債40,400千円の減額は、尾ノ上橋・尾ノ上橋歩道橋修繕工事の縮小に伴うものでございます。

教育債35,200千円の追加は、学校教育施設等整備事業債で松洋中学施設外壁等改修事業に充当いたします。

次に、歳出について申し上げます。

14ページの議会費369千円の追加は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費7,615千円の追加は、人件費の補正でございます。

諸費2,231千円の追加は、各事業実績が確定し、過年度児童手当負担金償還金591千円、子どものための教育・保育給付費負担金償還金11千円、出産子育て応援交付金償還金1,629千円を償還いたします。

財政調整基金費295千円の追加は、利子積立金でございます。

16ページの地方創生事業費487千円の追加、徴税費、税務総務費936千円の追加、

戸籍住民基本台帳費712千円の追加は、人件費の補正でございます。

18ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1,243千円の減額は、人件費の補正と、国民健康保険特別会計への繰出金2,036千円の減額でございます。

国民年金費154千円の追加は、人件費の補正でございます。

老人福祉費2,576千円の追加は、人件費の補正と、繰出金1,864千円の追加は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

20ページ、心身障害者福祉費4,902千円の追加は、人件費の補正と、委託料1,980千円の追加は、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定に係るシステム改修費用の補正でございます。

負担金補助及び交付金では、障害者総合相談センター負担金（消費税等）2,709千円の追加がございます。これは、現在、太陽福祉会と和歌山県福祉事業団へ委託しています障害者相談支援事業について、これまで本事業は消費税非課税事業と認識していましたが、このたび課税対象事業であることが判明しましたので、両法人が修正申告により納税した消費税等相当額を1市5町で負担することになったものでございます。

福祉センター管理費165千円の追加は、トイレの修繕費でございます。

心身障害者医療費、扶助費3,000千円の追加は、自立支援医療費更生医療費で対象者の増によるものでございます。

地域包括支援センター運営費3,126千円の減額は、人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童措置費25千円の追加と、22ページ、放課後児童健全育成事業費1,501千円の追加は、人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,242千円の追加は、人件費の補正でございます。

予防費1,585千円の追加は、人件費の補正と、扶助費1,100千円は、带状疱疹ワクチン予防接種費助成費の実績見込みによる追加でございます。

墓地基金費3千円の追加は、利子積立金でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費2,160千円の追加は、人件費の補正と、報酬1,625千円と需用費245千円の追加は、最適化交付金交付決定によるものでございます。

農業総務費2,120千円の追加は、人件費の補正と、負担金補助及び交付金1,706千円の追加は、有害鳥獣捕獲支援事業で当初の計画より捕獲数が増加したことによるものでございます。

農地費329千円の減額は、委託料は550千円の減額で、ため池氾濫解析委託業務については、調査が不要になったためでございます。

26ページ、負担金補助及び交付金221千円の追加は、下水道事業会計補助金（農集）でございます。

林業費、林業総務費496千円、商工費、観光費829千円の追加は、人件費の補正で

ございます。

土木費、土木管理費1,584千円の追加は、人件費の補正でございます。

道路橋梁費、道路橋梁総務費600千円の追加は、電気料金の高騰によるものでございます。

道路維持費913千円の追加は、人件費の補正でございます。

道路新設改良費、工事請負費1億16,946千円の減額は、尾ノ上橋・尾ノ上橋歩道橋修繕工事に係る国庫補助金が減額されたため、歩道橋の防水及び舗装の更新工事のみを施工することになったためでございます。

都市計画費、下水道費338千円の追加は、下水道事業会計補助金（公共）でございます。

30ページの教育費、教育総務費、事務局費1,240千円の追加は、人件費の補正でございます。

教育施設整備基金費185千円の追加は、利子積立金でございます。

小学校費、学校管理費5,655千円の追加は、人件費の補正と、需用費1,153千円の追加は、和田小学校職員室東側の窓にスチール製の防球ネットを外付けする費用で、グラウンドのサッカーゴールを少し北側に移動させたく取り付けるものでございます。

役務費426千円の追加で、リサイクル料151千円は各教室に設置されていた52型液晶テレビのリサイクル料、庭木剪定料275千円は、同じく和田小サッカーゴールの移動に伴うグラウンド東側のクスノキの枝剪定料でございます。

32ページの中学校費、学校管理費52,308千円の追加は、人件費の補正と、役務費127千円は、小学校費と同じく各教室に設置されていた液晶テレビのリサイクル料が72千円の追加、松洋中学校校舎屋根調査業務55千円と使用料及び賃借料の重機等借り上げ料50千円の追加は、既に実施しました校舎屋根からのモルタル片落下に関する調査費用を補填するものでございます。委託料1,263千円と工事請負費49,500千円の追加は、松洋中学校施設外壁等改修事業で、校舎の外壁塗装等に係る費用でございます。

こども園費、ひまわりこども園費665千円の減額は、人件費の補正と、需用費3,017千円の追加は、令和7年度から2歳児のクラスを1クラス増やすことによる保育室内でのロールカーテンや棚の新設、他の保育室からの棚の移設、2歳児用トイレ便器への改修に係る費用でございます。

社会教育費、社会教育総務費922千円の追加は、人件費の補正でございます。

公民館費1,041千円の追加は、人件費の補正と、需用費660千円の追加は、郷土資料館前の雑木伐採と花壇撤去、舗装等に要する費用でございます。

図書館費8,860千円の追加と保健体育費、学校給食施設費398千円の追加は、人件費の補正でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料としまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いた

しましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は10時40分です。

午前十時二十五分休憩

——・——

午前十時四〇分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

これから質疑を行います。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君）　8番。8ページの土木費国庫補助金の減額の件です。

道路交通安全対策事業への要望額に対して、内示額が20％に減額されたて細部説明で伺いました。町からは、道路の交通安全対策として、これだけしたいという要望にかかわらず、20％になったていうのは、ちょっと私も今までこんなあったんかなとか思って、びっくりしたんで、この歩道橋は前に交通事故があつてできたいきさつも、私、幼い頃に分かっているんで、ここは大事なところなんで、ちょっとその要望したんは、どのような要望をして、ほいて塗装とかってさっき内容を言うてられましたが、その20％の部分とちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（谷重幸君）　農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君）　お答えします。

まず、要望額に対してはですね、もともとこの両方の橋梁の修繕、約1億20,000千円ぐらいを計画しておりました。国のほうでですね、今まで社会資本総合整備交付金ということで、こういうふうな事業があつたんですけれども、全国各地でいろいろ交通安全に対する事故もございまして、今、道路交通安全対策事業というのが別枠で設けられました。

それに対してですね、道路橋の長寿命化ということで5年に一度検査しているんですけれども、その中で、美浜町の中で優先度の高い尾ノ上橋及び尾ノ上橋歩道橋の修繕を考えておりました。ただですね、やはりこれは僕もびっくりしたんですけれども、やっぱり和歌山県に対して配分される枠に対して、美浜町の尾ノ上橋・尾ノ上橋歩道橋の危険度・緊急度というのがですね、施工区分が2という判定になっております。それが1というのがですね健全であるという橋梁になっています。当然これ道路橋の点検の結果を基にはじき出しているんですけれども。

健全度の判定区分で、美浜町は1が5橋、当時の調査で、あと33橋が施工区分2になっているということで、施工区分2は何かといいますと、予防保全段階というようなことがうたわれておまして、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態ということになっております。これ、施工区分が4つありまして、3は早期措置段階、4が緊急措置段階ということで、緊急的にもう措置をなさいよというようなことでございまして、

和歌山県の中ではですね、橋梁の数も美浜町少ないですけども、インフラ、そういうふうな橋梁に対して、和歌山県の橋梁の老朽化が、やっぱり緊急度の高いものが多かったということでございますので、美浜町は施工区分2予防保全段階の部分についてですね予算の配分が少なかったというふうなことでございます。

あと、工事の内容ですけども、尾ノ上橋本橋についてはですね、橋脚のクラックであったりですね、あと部材であったりというのを断面修復しまして、それを再塗装するというふうな工事内容でございました。歩道橋についてはですね、同じように今度は橋面、舗装部分の補修と桁の部分の断面修復を考えておりました。今回の予算の具合でですね、橋面の補修、いわゆる橋梁の舗装ですね、その部分の打ち替えと、その下の部分の防水工事を行う。こういうふうな工事で長寿命化を図っていくとこういうことでございます。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 今のお話でありますと、2番ですか、予防のほうだというのは、緊急を要するという、仮に県から100出てきたら、緊急のやつから取っていったんじゃなくて、うちの尾ノ上橋は予防のほうで、ちゃんと2のまだ安全性はあるということで、まだまだ安全やというように取っといういいんですね。確認だけです。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） そうですね。ただですね、予防保全の段階で補修をかけるとなると、やはりやり替えるよりも安く済むというところもありますので、私どもは、こういうふうに橋梁点検、もう2回目終わったんですけども、この時点で橋梁の修繕の計画を立てたというふうなことでございます。

なので、全体的なことを考えると、今回要望していた尾ノ上橋についてはですね、そこまで緊急性が高くないような区分に入っているというふうな結果もございまして、そこもそういうふうに判断されたというふうなところでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番。歳入というか、まず地方債のところですね、学校教育施設等整備事業で、なぜこれになったのか、これが一番有利な起債なんですかどうかというのと、それと単純に地方交付税の普通交付税、あとどのぐらい残っているんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、学校教育施設等整備事業の起債についてですが、これは最良の起債を充当しております。地方税、普通交付税につきましては、現計の予算でいきますと13億38千円ということになっておりまして、現在確定しておる普通交付税が17億20,957千円でございます。あと、残っているいわゆる予算化していない金額としましては、3億31,319千円でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 最良の起債だとお聞きしましたので。ちなみに充当率であるとか、

その需要額への算入の割合とか算定の割合とか、それをお示し願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この充当率等につきましては100%充当で、60%の交付措置がございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 今、60%というのがありましたが、またこれは違う数字の起債もありますよね、70%措置のね。それは事前に事業を申請していないから当てはまらなかったというお答えになるのか、それとも、そこへのお考えはなかったのか。そのあたりご説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議員が言われるような70%交付税措置という起債もございますが、その場合については、充当率が90%となります。によって、一般財源が10%の持ち出しが発生することによって、計上しました起債のほうが手厚い起債ということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） すみません、ちょっと教えてください。

この鳥獣被害というのは、主にやっぱりイノシシだけになるんですか。もちろんアナグマとかもあるんでしょう。この辺ちょっと詳しいことを教えてください。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、イノシシだけなのかというところですが、やはりイノシシが多うございます。

ただですね、最近、ニホンジカもかなり増えておりまして、令和5年度の実績と、今、6年度の上半期の比較をしますと、令和5年度、イノシシは121頭だったのに対して、6年度の上半期で既にもう124頭捕れています。ニホンジカについてはですね、28頭だったのに対して、6年度の上期でもう23頭捕れております。これについてはですね、目撃情報も多く、今回、その約倍、43頭を予定していると、ニホンジカについては。

イノシシについてもですね、昨年度は121頭だったのに対して、今年、下期分も含めて247頭、やっぱりちょうど倍ぐらいの頭数を予定しておるところでございます。

アナグマとかですねイタチとかというのは、あまり変わりはないんですけれども、アナグマのほうは少しやっぱり目撃情報もあるんで、多めに予算として取らせていただいております。

一方、タヌキのほうですね、ちょっと病気のほうで亡くなっているタヌキも多いみたいなので、そこらはそういうふうな対応をしておるところですが、今回の補正で当初

予算の倍ぐらいになっているという規模になっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 私、個人的に私の家なんですけれども、ほとんど出るんですよね。鹿もイノシシも猿もイタチもタヌキもアナグマも皆、がっとう寄ってくるんですけれども、やっぱりちょっと怖いときもあるんです、鹿とか角とか。猿もキイキイキイキイ言うて、ぱっと走り回るので、例えば鹿の捕る何か箱みたいなんあるんですか。猿はどんなにしてるんですかということを、ちょっと変な話に聞こえるんですけれども、案外怖いので、ちょっとお聞きします。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

実はですね、以前からそういうふうな話もございまして、北村議員の自宅の近く、上ノ池の辺りに、おっしゃるとおり、いろんな動物が集まってくるというふうなお話も聞いて、昨日、私も現場へ行ってきたところです。今回は、ちょっとまた違うところへ据えるんですけれども、そこら周辺におりを設置してやっていきたいなというふうに思っています。

猿についてはですね、今、猿の捕獲でいうと、猟銃で、銃器、捕れるところは銃で今年度なんかは捕っているというようなところなんですけれども、過去におりを設置してですね捕ったところもあるんですけれども、なかなか難しいところもある、猿に関しては。鹿については、大体銃器かくくりわな、そういうような感じで捕っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 今のページの一緒のところで、ため池氾濫解析業務ですか、これが必要ないということ、どういうことかな。もう既に漏れてるさか工事にかかるんやとか、大丈夫やさかせんようになったとか、そこらお願いします。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

これは入山の立花池Ⅰというところの池のことなんですけれども、これについてはですね、調査段階で堤防の高さが変わったために、こういう解析が必要やというのを当初予算で説明させていただきました。この堤防の高さの取り方がですね、我々の取り方と申請を受けてくれるほうの解釈の違いで、結局、堤防は高くなっているんやけれども、水のたまる量は変わらないんで、被害が変わらないというようなことになりますんで、この解析が必要なくなったというようなこととございます。

○議長（谷重幸君） ほかありますか。いいですか。いいですね。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ42,074千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億82,457千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金（普通交付金）41,021千円の追加は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から交付されるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金2,036千円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定、未就学児均等割保険税繰入金の確定、産前産後保険税繰入金の確定、人件費等の増額によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金3,089千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費769千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の追加及び第三者行為損害賠償事務手数料の実績見込みによるものでございます。

保険給付費、療養諸費、療養給付費31,636千円の追加、保険給付費、高額療養費、高額療養費9,385千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

12ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金償還金274千円の追加は、前年度の保険給付費等交付金の精算によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、出産育児一時金補助金償還金10千円の追加は、前年度の出産育児一時金補助金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ19,771千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億66,210千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、県支出金、県負担金、介護給付費負担金10,800千円の追加は、変更申請によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金2,882千円の追加は、介護給付費繰入金2,413千円、事務費繰入金469千円の追加によるものでございます。

繰越金の追加は、前年度繰越金33,131,220円のうち、まだ予算化していない14,991,220円から今回6,089千円を予算化し、財源調整するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費469千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費9,600千円、高額介護サービス費4,200千円、10ページ、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費3,600千円、地域密着型介護予防サービス給付費1,500千円、介護予防サービス計画給付費400千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金2千円の追加は、過年度の過誤請求に伴う実績の精算により、介護給付費財政調整交付金を返還するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ401千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億77,769千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料5,039千円の追加、現年度分普通徴収保険料3,818千円の減額は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるもの、滞納繰越分普通徴収保険料198千の追加は、調定によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金390千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の追加、保険基盤安定繰入金1,408千円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費401千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の追加と歳入の保険料と保険基盤安定繰入金の増減に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和6年度美浜町後期

高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金559千円の追加は、人事院勧告等による人件費の追加に伴う一般会計補助金の追加でございます。補正後の事業収益合計は2億5,815千円でございます。

次に、8ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費559千円の追加は人事院勧告等によるもので、給料218千円、手当278千円、法定福利費63千円の追加でございます。補正後の事業費用合計は2億5,815千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として559千円を追加し、23,617千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,871千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費769千円の追加は人事院勧告等によるもので、給料452千円、手当180千円、法定福利費137千円の追加でございます。補正後の事業費用合計は1億22,219千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として769千円を追加し、24,819千円と定めてございます。

最後に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億41,250千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第3号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件、提案者の説明を求めます。碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 提案理由を申し上げます。

発議第3号は、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行うための改正と、今回、全ての条文を標準町村議会委員会条例との洗い出しを行ったことによる改正でございます。

第5条及び第7条の改正は、委員選任に関する規定の見直しについてでございます。

第12条、第17条、第19条の改正は、標準町村議会委員会条例に準じ、改正を行うものでございます。

以上で提案理由説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、発議第3号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第4号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件、提案者の説明を求めます。碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 提案理由を申し上げます。

発議第4号は、美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行うための改正と、今回、全ての条文を標準町村議会会議規則との洗い出しを行ったことによる改正でございます。

第9条の改正は、会議時間についての改正で、会議中及び会議外における会議時間の変更手続を明確化するための改正でございます。

第103条の改正は、携帯品についての改正で、社会情勢等に適したものとするため、所要の改正を行うものでございます。

その他の各条文の改正については、標準町村議会会議規則に準じ、改正を行うものでございます。

以上で提案理由説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、発議第4号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前十一時十四分休憩

———・———

午前十一時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

ここで、各委員会の委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許可します。

まず、総務産業建設常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。龍神委員長。

○8番（龍神初美君） 委員会調査（中間）報告を行います。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

1. 調査事件：保安林の保護育成について

（1）調査の経過と概要

令和5年5月26日、担当課より報告を受け調査を行い、同年6月8日に現地

調査、令和6年5月24日、担当課より報告と現地調査を行いました。

なお、松くい虫による被害は減少傾向にあり、令和6年度より松林内の本数調査を行っています。

（2）調査の結果

住民の生活を守る「煙樹ヶ浜松林」を残すためにも継続調査は必要と考えます。

2. 調査事件：美浜海岸の浸食現象及び災害対策について

（1）調査の経過と概要

令和5年5月26日、担当課より報告を受け調査を行い、同年6月8日に現地調査、令和6年4月17日、担当課からの報告と現地調査、同年5月24日に担当課より報告を受け調査を行いました。

なお、県の事業であります「日高港海岸離岸堤整備事業」は順調な推移と考えられ、また、美浜海岸全体に顕著な土量の変化は見られませんでした。

（2）調査の結果

越波被害は美浜海岸全体に様々な影響を及ぼします。住民の安心・安全を確保するため、継続調査が必要と考えます。

3. 調査事件：西川河川改修について

（1）調査の経過と概要

令和5年5月26日、担当課より報告を受け、同年6月8日に現地調査、令和6年4月17日、担当課からの報告と現地調査を行いました。

（2）調査の結果

県の事業であります「西川河川整備事業」の一日も早い完成を目指し、継続調査は必要と考えます。

4. 調査事件：地方創生について

（1）調査の経過と概要

令和5年5月26日、副町長・担当課より報告を受け、調査を行いました。

（2）調査の結果

引き続き注視し、継続調査が必要と考えます。

5. その他、総務産業建設常任委員会の所管に属する事項について

（1）「和田地区圃場整備」については、令和5年3月10日、同年5月26日、令和6年5月24日、担当課から報告を受け、調査を行いました。

（2）「海岸陸閘の電動化」については、令和5年5月26日、担当課より報告と同年6月8日、現地調査を行いました。

（3）「町単工事・業務予定箇所」、「県道（御坊由良線、柏御坊線）の整備箇所」、「砂防事業」については、令和5年5月26日、令和6年4月17日、担当課より報告と現場調査を行いました。

（4）令和5年7月19日から21日、佐賀県佐賀市・唐津市・福岡県宗像市にて行政

視察調査を行いました。

（5）令和6年10月16日から18日、秋田県秋田市・五城目町・能代市にて行政視察調査を行いました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の委員会調査（中間）報告とします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 次に、文教厚生常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。繁田委員長。

○7番（繁田拓治君） 文教厚生常任委員会の中間報告をいたします。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をいたします。

まず、学校教育について。

1. ファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」の行政視察について

① 調査の経過

令和5年5月19日、御坊小学校内にある施設において行政視察を行う。

② 調査の概要

多様な子育て支援体制の充実を図り、子育てしやすい町づくりのため現場視察を行った。その後、美浜町として、同事業への加入を行った。こういった子育て支援施策などの施設を視察し、続けて調査していく必要がある。

2. 学童保育（松原クラブ、和田友遊クラブ）の視察について

① 調査の経過

令和5年10月2日、松原クラブ、令和6年2月27日、和田友遊クラブの行政視察を行う。

② 調査の概要

・両学童クラブの現状と両施設の運営方法について調査を行う。運営について、代表の方や個人の方に委託契約をしている。

・本年7月より、公営化をし、公設公営での運営となった。今後の成り行きを見守りながら、続けて調査していく必要がある。

3. 小中一貫教育校、教育DXの取組の行政視察について

① 調査の経過

令和5年11月14・15日、京都市立開晴小中学校、京都市教育委員会の行政視察を行う。

② 調査の概要

・小中一貫教育現場を視察し、取組状況等の見聞を行い、今後、我が町で取り入れ可能かを学んだ。国のGIGAスクール構想に基づき、教育DXの取組、学習状況の視察を行い、研さんを深めた。続けて調査していく必要がある。

4. ひまわりこども園、小・中学校現場視察について

① 調査の経過

本年1月23日、ひまわりこども園、小・中学校現場視察を行った。

② 調査の概要

・ひまわりこども園については、保育士の職員数の問題、支援を必要とする園児の増加。小中学校のICT授業で学校によってタブレットの使用方法的違い等があり、統一性が必要。

・教育現場の実情や生の声、施設設備の修繕箇所、新しい施設設備等の要望等を聞き、町への提言を行い、教育の充実に生かしていく。毎年定期的に訪問をし、続けて調査していく必要がある。

5. 子育て応援施策、子育て支援の行政視察について

① 調査の経過

・本年10月21、22日、兵庫県相生市、岡山県奈義町の行政視察を行う。

② 調査の概要

・町の人口減対策に伴い、子育て応援施策、子育て支援についての視察をし、担当課長にも同行していただき、我が町で取り入れ可能か、取組状況を学ぶ。

・両市町とも英語教育に力を入れていることが分かった。

・子育て支援と教育は切り離せない問題であるので、今後も続けて調査していく必要がある。

2年間の取組で、委員会を22回、視察6回行いました。

○感想、意見として

義務教育9年間の学びの中で、子どもたちに確かな学力を身につけさせるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばす必要がある。我が町は2小学校1中学校であり、より一層の小中学校連携教育推進に取り組まなければいけない。人口減少で生徒数が減少傾向で、両小学校の耐用年数も迫る中で、小学校を統合し、一貫教育、施設校舎一体型の話も出てくるであろう。子どもたちのために十分な議論が必要である。

・小中学校の交流を深めるとともに、教師の意識改革、指導力の向上が求められている。そういったことから9年間を見通した教育を展開する必要があり、小中連携にとどまらず、小中一貫した教育を行う必要性に迫られていると考える。

・少子化対策は子育て世代だけの問題ではなく、少子化による人口減少は、町に住む全ての人に関係する最大の課題であり、少子化対策は最大の高齢者福祉であると認識しておく必要がある。

・調査の結果、5件いずれの件も継続審査とします。

以上。

○議長（谷重幸君） 次に、議会広報特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。北村委員長。

○2番（北村龍二君） 委員会調査（中間）報告。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

議会広報特別委員会では、「議会広報について」を事件として、議会だよりの発行を主としている。

ホームページに議会の会議録を公開し、また、ユーチューブ上においては、議会の一般質問を公開している。令和6年度からは、過去の議会で一般質問や議案審議で取り上げられた事案がどうなったのかを追跡調査を行い、議会だよりに掲載しており、引き続き継続していきたいと考えている。また、レイアウトの見直しも行い、住民さんに手に取っていただける広報紙を目指し、現在に至っている。

次に、行政視察や研修においては、令和5年度は例年東京で開催されている町村議会広報研修会に参加。令和6年度には、全国的にも先進地でありますかつらぎ町や岩手県金ケ崎町に行政視察に行っておりまいた。2町からは、様々なアドバイスをいただきましたので、改善を図り、現在に至っている。

また、年4回の議会だより発行のための委員会の回数は、ユーチューブ作業を含めると徐々に増えてきている。まだまだ十分とは言えないが、広報をしていくということを念頭に置きながら、『開かれた議会』という大きなテーマの下、切磋琢磨していかなければならない。そして、議会と住民をつなぐ大切なツールとして、この情報社会の世の中に乗り遅れず、様々な時代背景の中で、住民が求める情報、議会が広報として出す情報を的確にし、質を高めた議会だよりを発行していきたい。

以上、中間報告とします。今後も継続審査とします。

○議長（谷重幸君） 次に、地震・津波対策特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。谷委員長。

○9番（谷進介君） 地震津波対策特別委員会調査報告（中間）をいたします。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

1. 調査事件：地震津波対策について

- ① 調査の経過：令和5年5月17日に御坊市における（仮称）ごぼう防災まつりについて、担当課より資料配付及び内容について報告を受け調査し、休日での開催でもあり自主参加としました。また、町内の全一時避難場所について、箇所数や備蓄品の報告を求め調査を行った。
- ② 同年7月5日に印南町防災福祉センター及び上田井地区津波避難タワーについて、当該施設の現地視察等の調査を行った。
- ③ 同年9月25日に、10月11日より13日の行政視察について、資料等を配付し事前研修を行った。
- ④ 同年10月11日から13日に北海道夕張市、芽室町、栗山町に総務産業建設常任委員会及び議会運営委員会と合同にて行政視察調査を行った。

- ⑤ 同年12月12日に担当課より、三尾ヘリポート等への離着陸の経緯について報告を求め調査を行った。
- ⑥ 令和6年6月18日に8月7日より9日に予定の行政視察について、事前研修を兼ね資料配付をした。
- ⑦ 同年8月7日より9日に岩手県大船渡市、同陸前高田市、宮城県仙台市に議会広報特別委員会と合同にて行政視察調査を行った。

調査の概要：中間報告とします。

当町の地震津波対策における一時避難場所の整備は、一定の評価ができる現状と言える。

しかしながら、前回の委員会報告で申し上げた一時避難場所の充実についての進展が乏しく、その改善と日常における災害備蓄品も含めた地震津波対策の重要性及び地震津波によって被る甚大な被害の啓発活動等に関して、今後も継続調査が必要と考える。

意見としましては、地震による激しい揺れに起因する物的・人的被害への対応が不十分と言えることから、その対応や住民への啓発のさらなる充実と現実的な施策の実施を求めたい。

以上であります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午前十一時三十五分閉会

お疲れさまでした。